

福岡市立学校ホームページ公開指針 【改訂版】

1 趣旨

本市の市立学校においては、保護者との情報共有の促進及び地域への情報公開・説明責任という面から学校の概要、教育目標及び教育活動等学校の取組の状況について、積極的に情報を提供することが求められている。

そこで、各学校が保護者や地域に向けて情報を発信するために、ホームページを活用することは有効な方策であるとともに、各学校において、適正かつ最新の情報を発信し、保護者や地域と情報の共有及び、情報公開や説明責任を果たすことは、相互の信頼を深めていく上で重要なことである。

この公開指針は、学校の教育活動等をホームページ上に公開する上で必要な内容や配慮すべき事項等ホームページの円滑な運営に基づく、基本的な方針を示し、各学校のホームページの活用等に資することを目的とするものである。

2 市立学校が情報を発信するホームページ(以下「HP」という。)の開設と運用

(1) 開設

学校HPの開設に当たっては、本公開指針を厳守し、教育委員会の許可を得た後、福岡市教育情報ネットワークを用いる教育センターのサーバにおいてのみ開設することができる。

(2) 運用

開設した学校HPについては、定期的に内容を見直し、最新の情報発信に努めなければならない。

3 HP上に公開すべき情報

HPで公開する情報は、校長が決定するものであるが、次の事項については、すべての学校において公開するものとする。

(1) 本指針にもとづいてHPを開設していることを明記したもの

著作権の帰属を明らかにし、ファイルの無断転用・配付を禁止する旨の注意事項

(2) 学校名、校長名、住所、電話番号、FAX番号

(3) 学校の紹介

(4) 年間行事予定と月行事の内容

(5) 教育課程に関する内容(教育計画の概要、学校時制、全国学力・学習状況調査、生活習慣・学習定着度調査の調査結果を踏まえた児童生徒の学力や生活の様子)

(6) 学校経営方針(本年度の目標及び重点)

(7) 学校評価(学校評価実施状況公表用)

(8) 学校サポーター会議の内容

(9) 校内研究に関わる内容

ー以下該当校のみー

(10) 部活動の状況、課外授業の実施状況、土曜日の活用状況、ボランティア活動

(11) 福岡市臨時職員採用情報等

4 公開する情報の適正確保

HPによる情報公開は、校長の責任において組織的に行わなければならない。このため、各学校においては、公開・更新の手順等ガイドライン例(別紙1, 2)を参考にして、各学校

にて、ガイドラインを定め、公開、更新時には、これに沿って作成し、「チェックリスト（別紙3）」で確認の上、校長が決裁すること。

なお、HPは可能な限り更新を行い、常に最新の情報を提供することができるようにする。

また、HPの更新に当たり、在籍者数などの数値変更や部活動の成績など全体的なHPの構成に影響しない事項の掲載についても、各学校で定めたガイドラインに沿って作成し、「チェックリスト（別紙3）」で確認の上、管理職が決裁すること。

5 HP公開における配慮事項(学校における個人情報取扱いマニュアル H29.4 福岡市教委)

(1) 個人情報の保護

個人情報をHPに掲載することは、個人の人権を尊重し、その安全を確保する観点から、慎重な判断や厳重な手続きが求められるところである。

このため、学校行事や児童生徒の作品や諸活動の紹介、その他教育活動を進める上で公開が望ましいと考えられる場合には、掲載する目的及び教育的効果と掲載による危険性とを十分に検討を重ね、以下の点に配慮して掲載する。

なお、この場合、当該児童生徒及び、保護者等に対して掲載することにともない、発生が予想される危険性についても十分説明した上で、その同意を得るようにする。

① 氏名等

HPにより児童生徒の作品等を紹介する場合は、原則として氏名等の個人情報を掲載しないようにする。記事等を紹介する目的から、どうしても個人情報の掲載が必要である場合は、保護者の許諾を得た上で、「氏名」「学年」「教科」に限り掲載し、国籍や本籍、住所、電話番号、生年月日、家族構成等個人生活に関する情報は、掲載しないようにする。

② 写真

写真を掲載する場合は、集合写真を使用するなど個人が特定できないように配慮する。

なお、記事等を紹介する目的から、やむを得ず個人が特定できる写真を掲載する場合は、その写真を当該児童生徒及び保護者等に示し、許諾を得た上で掲載する。

(2) 掲載情報の著作権等

HPに掲載する情報（文章、絵画、写真、音楽等）については、その著作権等に十分配慮する。

やむを得ず他者が著作権等を有する情報を掲載する必要がある場合には、事前に関係者の許諾を得るとともに、掲載方法等について関係者の指示に従って掲載する。

また、児童生徒の作品等を掲載する場合においても、著作権は児童生徒自身が有することに配慮する。

学校HPには、著作権の帰属を明らかにし、ファイルの無断転用・配布を禁止する旨の注意事項を明記する。

(3) 掲載情報の内容

学校におけるHPの掲載については、公的な機関を代表した教育目的での情報掲載であることを十分認識した上で、次のような内容が掲載されることのないよう十分注意する。

① 法令に反する内容

② 第三者を誹謗中傷する等人権を侵害する、もしくは、そのおそれがある内容

③ 著作権その他の権利を侵害する内容

- ④ 公序良俗に反する内容
- ⑤ 政治的・宗教的及び営利を目的とする内容
- ⑥ 他人に誤解を招く内容（数値等の誤りを含む。）
- ⑦ その他，不特定多数に対して発信する情報として不適切と判断される内容

(4) 掲示板の設置

不特定多数の人が投稿可能な「掲示板」については，教育上不適切な書き込みに対して速やかな対応が困難であるため，設置しないようにする。外部からの意見聴取については，掲示板ではなく電話やFAX，場合によっては面接で行う。

(5) 他のHPへのリンク

学校HPから他のHPへリンクを設定することについては，学校長が学校教育のために必要と認め，当該HPの権利者の承諾を得た上で，設定する。

(6) 掲載情報に対する指摘への対応

掲載情報について誤りや苦情の申し出等の指摘があった場合，速やかにその内容について検討し，適切な措置を講じる。

(7) 緊急時等の対応に関する情報

天候等による緊急時の対応（休校や登校時刻，学校行事の変更等）に関する情報について掲載する。

附則

この福岡市立学校・園ホームページ公開指針は，平成24年4月2日から施行する。

附則

この福岡市立学校・園ホームページ公開指針は，平成29年4月21日から施行する。

附則

この福岡市立学校・園ホームページ公開指針は，平成30年8月21日から施行する。

附則

この福岡市立学校 ホームページ公開指針は，令和元年6月7日から施行する。

〈参考法令等〉

著作権法，意匠法，商標法，福岡市個人情報保護法例，
福岡市情報セキュリティポリシー，学校における個人情報取扱いマニュアル 等

学校HP等による情報の公開にあたっての留意事項

学校HP等の情報公開を行う場合、事前に、その内容について管理責任者（校長）及び運用責任者（情報教育担当教員等）と十分に検討し、福岡市立学校HP公開指針を厳守するとともに、各学校で定めたガイドラインに沿って、下記の観点に留意して、自主的・自立的な、各学校で責任をもった学校HPを公開することとする。

【作成上の注意点】

センターWebサーバのOSがUNIXのため、フォルダ名及びファイル名に日本語を使用することができない。フォルダ名及びファイル名については必ず半角英数小文字で作成し、ソースで確認する。（アップロードできない。）

【リンクのエンドサイトの検討】

教育に有用と考えるWWW サイトとのリンクの場合でも、カテゴリーの分化による有害情報との接続が考えられる。接続履歴の点検を行い、有害情報サイトへの接続を極力避ける。また、外部のサーバにデータの一部を置き、これにリンクさせることは原則として禁止する。

【情報のスリム化】

情報量が多すぎると、FTP転送処理に時間がかかったり、アップロードができなかったりする可能性がある。情報量として100MB程度に抑えること。

【その他】

各学校・園に割り振られたIDとパスワード、及びメールパスワードについては、児童生徒ならびに外部の者の使用を禁止するので、管理に留意すること。